

いじめ防止対策基本方針

岡山市立興除小学校

令和6年4月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で対処し、どんな些細なことでも子どもの内面に寄り添い親身に相談に応じることが大切である。

学校では、すべての教育活動において、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が一人一人の子どもをかけがえのない存在として尊重し、個性を伸ばし豊かな人間性の発達を支援するという児童観や指導観に立ち、指導を徹底することが重要である。そこで、いじめ防止には次のような基本認識が必要であると考えます。

- ・いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、どの学級、どの学校でも起こりうるものである。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多い。
- ・いじめは、その拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。そのため、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化しやすい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要など刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解して、子どもに接する。
- ・いじめは、その解決のために学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

以上のことをふまえ、本校のすべての子どもがいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、ここに「いじめ防止対策基本方針」を定める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

（1）生徒指導連絡会

毎週金曜日の職員連絡会で、配慮を要する子どもについて、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

全教職員

（2）いじめ防止対策委員会

毎学期開催し、いじめ防止についての提案、協議を行う。

全教職員

(3) いじめ緊急対策会議

いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査・指導・連絡等の対応をする。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年部代表，特別支援教育コーディネーター，子ども相談主事，当該学級担任，その他校長が必要と認める者

(4) 重大事態発生に対する組織

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法 第28条），子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，教育委員会に報告する。調査主体が学校と判断された場合は，「いじめ緊急対策会議」の構成メンバーを主体として，専門知識及び経験を有した第三者を加えて対処する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年部代表，特別支援教育コーディネーター，子ども相談主事，当該学級担任，PTA会長，こども総合相談所，岡山南警察署，岡山市教育委員会，その他校長が必要と認める者

4 いじめの未然防止のための取り組み

○自己有用感を育む人間関係づくり

規律ある集団生活を作るとともに，子ども一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

○安全・安心な環境づくり

子ども達が学校生活を送る環境は，傘や靴をそろえている，教室の掲示物やロッカーが整っている等，できるだけきれいにすっきりとする。そして「物を大切にしたり整頓したりすると，気持ち良いし，使いやすい。」と感じる心を育むとともに，不要なトラブルを避け，安心して学校生活や学習活動ができるようにする。

○学校生活すべての場での見守り，心情の共有

いじめはどの子にも起こり得るものであるという基本認識に立ち，すべての教職員が子どもの様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。そして必要に応じて知り得た情報を共有し対策を図る。

○学級経営の充実

子ども達のよりどころとなるのは，所属する学級であるという基本に立ち返り，学級経営の充実に努める。楽しさに裏付けられた充実感や同じ学級にいる友達への仲間意識などを育てていくことを意識した取り組みをする。

○学習指導の充実

授業の中に話し合い活動を中心にした学び合いの場を意図的に設定し，友達の考えを聞き，自分の考えを述べる活動を積み重ねることにより，コミュニケーション能力を育て，他者理解や自己理解が進むよう努める。

○道徳教育の充実

道徳の授業を中心に学校教育全体で道徳教育の充実に計り，道徳の授業を要として学校の教育活動全体を通していじめ防止に取り組む。

○教育相談週間の充実

事前のアンケートによる質問と担任教師との1対1での面談により，子どもの不安や不満を把握し，迅速に対応する。

○学級や学校の状態を客観的に判断する調査の実施

i-check, ASSESS 等の調査で一人一人の適応の状態や課題、変化をつかみ、迅速に対応する。また、学級集団の状況を分析して、望ましい集団になるよう学級指導や学習指導を行う。

○教職員研修の充実と取り組みに対する確認

アセスの研修、いじめ早期発見、人権感覚を高める研修等を年間の研修計画に位置付けるとともに、校内研修や校内研究で学んだことを子どもの心の育ちと結びつけることを大切にする。そして次の観点で、取り組みを確認する。

- ・ 教室での子どもの変化に注意しているか。
- ・ 授業中、一人一人の子どもに目を向けているか。
- ・ 給食時や清掃時、休み時間の子どもの活動を把握しているか。
- ・ 子どもの友人関係の変化に注意しているか。
- ・ いじめ防止のために、教師としての言動に注意しているか。

○保護者、地域との連携・協働

必要に応じて家庭訪問、学級懇談等でいじめの有無について、意見交換をする場を設ける。また、各種便り学校ホームページ等でいじめ問題の重要性や家庭教育の大切さなどを理解してもらえるように啓発活動を行う。さらに、学校評価アンケートを活用して、取り組みの見直しを図り、保護者、地域とのつながりを深める。

5 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 教育相談週間やアンケートでの発見

教育相談のアンケートに、いじめに関する項目を設け実施することで、子ども達がいじめに対する感覚を高める。また、教育相談週間の面談の中でも、子どもの様子や話の内容の中から不安定感や変化を感じ取る。

いじめアンケートやアセスでのアンケートを活用して、いじめを早期発見し、早期対応、早期解決に努める。また、児童にいじめに該当する言動を意識させることで、抑止に努める。

(2) 朝の会、帰りの会、休み時間などの観察

担任は、朝の健康観察での様子（声や表情）や帰りの会での様子や発言に気を配る。また、休み時間の遊び方や過ごし方を全教職員で見守る。

(3) 保護者・スクールカウンセラー・地域との連携・協働

連絡帳・電話連絡・学校便り・学年便り・登下校指導時の声掛け等により、保護者が相談しやすい環境や地域の方々が連絡をとりやすい環境を整える。また、必要に応じてスクールカウンセラーとのカウンセリングの場を設け、いじめ問題の解決を図る。

(4) 生徒指導連絡会での発見

毎週金曜日の生徒指導連絡会で気になる子どもについての情報交換と対応について共通理解を図る。

6 いじめが発生した時の対応

※些細な事案であっても、児童が「いじめ」と認識したのであればいじめに該当する。その際、“いじめの認知一覧”や生徒指導月例報告文書5などで指導課に報告する。

いじめの発生



いじめ緊急対策会議（調査・対応）

調査及び対応：校長、教頭、教務主任、学年主任、担任、生徒指導主事、養護教諭、人権主任



緊急職員会議

(1) 正確な実態把握

いじめに関する相談があった場合、当事者双方、周りの子どもから事実関係を速やかに聞き取り、状況や様子について把握する。場合によっては、生徒指導主事や管理職等で分担して話を聞く。そして、教職員間で情報を共有し、できるだけ事実を正確に把握するよう努める。

・関係する子どもの確認 ・時間と場所の確認 ・内容 ・背景と要因 ・期間 等

(2) 指導体制，方針決定

担任一人で抱え込むことのないよう、指導の方針を明確にし、全教職員で共通理解を図り役割分担を決めるなど体制を整えて指導に当たる。また、教育委員会や関係機関の支援が得られるよう連絡調整を図る。

(3) 子どもへの指導・支援

いじめられた子どもの保護を最優先とし、当該者が心配や不安なく学校へ来ることができるよう支援体制を整える。

いじめを行った子どもには相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。

また、いじめを見ていた子どもに対しても「見て見ぬふりをする行為や知っていても隠そうとする行為はいじめに参加していることである。」と指導し、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

◇以上の方針を全教職員が共通理解し、実践することでいじめ防止対策を図っていくものとする。

※アンケートや児童の実態を明記したものは、原則として二年間保管する。